

外務省

《外務省》

表 10-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成20年3月5日策定） 平成20年10月1日改定 平成21年9月24日改定 平成23年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	<p>1 計画期間</p> <p>2 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成20年度から24年度までの5年間</p> <p>○ 対象は、以下の政策とする。</p> <p>ア 政府開発援助</p> <p>(ア) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(イ) 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 規制</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）</p> <p>(ア) 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>(i) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置</p> <p>(ii) 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの</p> <p>(イ) そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>なお、実施が義務づけられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</p>
	<p>3 事後評価の対象等</p>	<p>○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、必要と考えられる場合には適時に評価を行うものとする。</p> <p>ア 外交政策一般</p> <p>実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行うこととする。</p> <p>イ 租税特別措置等</p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。また、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。</p>
	<p>4 政策評価の結果の政策への反映</p>	<p>○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。</p> <p>○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。</p>

		○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望を受け付けるコーナーを設ける。 イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。
実施計画の名称	平成 23 年度(平成 22 年度を対象とした)外務省政策評価実施計画(平成 22 年4月 30 日策定)	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	○ 7の基本目標に係る24の施策(4成果重視事業を含む) ○ 46の具体的施策(1成果重視事業を含む)
	2 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	○ 未着手：政府開発援助8案件 ○ 未了：政府開発援助24案件
	3 その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

表 10-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	政府開発援助：39件 〔表10-3-ア、イ〕 ≪政府開発援助：36件≫ 〔表10-3-ウ〕	実施が妥当	39 ≪36≫	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	39 ≪36≫	
				概算要求に反映（することを予定）	20 ≪36≫	
	事業評価方式：1件 （租税特別措置等） 〔表10-3-エ〕	実施が妥当	1	評価結果を踏まえ、評価対象措置の実施につき税制改正要望を提出した	1	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	総合評価方式：24件 〔表10-3-オ〕 〔総合評価方式：24件〕 〔表10-3-カ〕	目標の達成に向けて相 当な進展があ った	7	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	4
					概算要求に反映	4
					機構・定員要求に反映	1
					機構要求に反映	0
					定員要求に反映	1
					目標の達成に向けて進 展があった	17
概算要求に反映	20					
機構・定員要求に反映	20					
機構要求に反映	7					
定員要求に反映	20					
政策の重点化等	14					
政策の一部の廃止、休止又は中止	2					
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	政府開発援助：3件 〔表10-3-キ〕	継続が妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2	
		条件付き継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止又は中止した 【廃止、休止、中止】	1	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	政府開発援助：10件 〔表10-3-ク〕	継続が妥当	10	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	10	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

2 ≪ ≫ は、平成21年度に評価結果が公表され、「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 10-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成22年5月10日、5月19日、5月31日、6月11日、6月22日、7月5日、7月29日、8月31日、10月5日、11月11日、11月19日、11月29日、12月13日、12月21日、23年3月1日及び3月24日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 10-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「バイオラ病院改善整備計画(第2次)」(トンガ王国)
2	「ティグライ州地方給水計画」(エチオピア連邦民主共和国)
3	「地方給水整備計画」(イエメン共和国)
4	「キンシャサ市ボワ・ルー通り補修及び改修計画(第二次)」(コンゴ民主共和国)
5	「ンガリエマ浄水場拡張計画」(コンゴ民主共和国)
6	「サンタフェ橋建設計画」(ニカラグア共和国)
7	「ニューバガモヨ道路拡幅計画」(タンザニア連合共和国)
8	「ブジュンブラ市内交通網整備計画」(ブルンジ共和国)
9	「チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画」(ラオス人民民主共和国)
10	「中央ウガンダ医療施設改善計画」(ウガンダ共和国)
11	「バマコ中央魚市場建設計画」(マリ共和国)
12	「ネアックルン橋梁建設計画」(カンボジア王国)
13	「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム整備計画(2/2期)」(インドネシア共和国)
14	「第二次小学校建設計画」(ナイジェリア連邦共和国)
15	「エンブ市及び周辺地域給水システム改善計画」(ケニア共和国)
16	「アボタバード市上水道整備計画」(パキスタン・イスラム共和国)
17	「中等学校改善計画」(マラウイ共和国)
18	「カブール国際空港誘導路改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
19	「カブール県及びパーミヤン県灌漑・小規模水力発電整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
20	「ナイロビ西部環状道路建設計画」(ケニア共和国)
21	「東部州5橋架け替え計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
22	「感染症病院建設計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
23	「オエクシ港緊急改修計画」(東ティモール民主共和国)
24	「ジェリコ市水環境改善・有効活用計画」(パレスチナ自治区)
25	「ダカール州及びティエス州小中学校建設計画」(セネガル共和国)
26	「中等教育改善計画」(スワジランド王国)
27	「第三次プノンペン市洪水防御・排水改善計画」(カンボジア王国)
28	「地方州都における配水管改修及び拡張計画」(カンボジア王国)
29	「中等学校建設・施設改善計画」(レソト王国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(1)参照。
なお、平成23年度予算要求までに公表したNo.1~17については、予算要求に反映。

(2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成22年5月10日、6月22日、7月5日、9月29日、11月24日、23年1月24日、2月1日、2月18日及び3月29日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 10-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（有償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「タリマルジャン火力発電所増設計画」(ウズベキスタン共和国)
2	「第三次気候変動対策プログラム・ローン」(インドネシア共和国)
3	「サンパウロ州沿岸部衛生改善計画(Ⅱ)」(ブラジル)
4	「バンコク大量輸送網整備計画(パープルライン)(Ⅱ)」(タイ王国)
5	「ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)」(トルコ共和国)
6	「ニャッタン橋(日越友好橋)建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
7	「ギソン火力発電所建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
8	「道路改良・保全計画」(フィリピン共和国)
9	「ヤムナ川流域諸都市下水等整備計画(Ⅲ)」(インド)
10	「大コロombo圏都市交通整備計画(フェーズ2)(第二期)」(スリランカ民主社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(2)参照。
なお、平成23年度予算要求までに公表したNo.1~3については、予算要求に反映。

- (3) 以下の36案件(無償資金協力16、有償資金協力20)は、平成21年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として平成23年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表10-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成21年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「ポトシ市リオ・サンファン系上水道施設整備計画」(ボリビア多民族国)
2	「中学校建設計画」(モザンビーク共和国)
3	「気象レーダーシステム整備計画」(フィリピン共和国)
4	「国立障害者リハビリテーション・センター建設計画」(ペルー共和国)
5	「キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画」(コンゴ民主共和国)
6	「マサシーマンガッカ間道路整備計画(3/3)」(タンザニア連合共和国)
7	「ニアス島橋梁復旧計画」(インドネシア共和国)
8	「ゴープ伝統的水産基盤改善計画」(グレナダ国)
9	「クリーン・エネルギーによる北部村落生産活動促進計画」(グアテマラ共和国)
10	「ンガリエマ浄水場改修計画」(コンゴ民主共和国)
11	「上水道エネルギー効率改善計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
12	「ヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス活動支援計画」(パレスチナ自治区)
13	「オーロラ記念病院改善計画」(フィリピン共和国)
14	「タンバクンダ州給水施設整備計画」(セネガル共和国)
15	「第二次地方給水計画」(ルワンダ共和国)
16	「ジャフナ教育病院中央機能改善計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
有償資金協力	
17	「タイビン火力発電所及び送電線建設計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
18	「貧困地域小規模インフラ整備計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
19	「中小企業支援計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「第八次貧困削減支援貸付(景気刺激支援含む)」(ベトナム社会主義共和国)
21	「第二次気候変動対策プログラム・ローン(景気刺激支援含む)」(インドネシア共和国)
22	「東西ハイウェイ整備計画」(グルジア)
23	「中西部上水道セクターローン」(イラク共和国)
24	「アル・アッカーズ火力発電所建設計画」(イラク共和国)
25	「デラロック水力発電所建設計画」(イラク共和国)
26	「ブカレスト国際空港アクセス鉄道建設計画」(ルーマニア)
27	「ガルフ・エル・ゼイト風力発電計画」(エジプト・アラブ共和国)

28	「ルムットバライ地熱発電計画」(インドネシア共和国)
29	「ジャワ・スマトラ連系送電線計画(第一期)」(インドネシア共和国)
30	「地方都市上水道整備計画」(モロッコ王国)
31	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第五期)」(インド)
32	「コルカタ東西地下鉄建設計画(第二期)」(インド)
33	「チェンナイ地下鉄建設計画(第二期)」(インド)
34	「貨物専用鉄道建設計画(フェーズ1)(第二期)」(インド)
35	「オルカリアI 4・5号機地熱発電計画」(ケニア共和国)
36	「全国基幹送電網拡充計画」(パキスタン・イスラム共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(3)参照。

- (4) 租税特別措置等に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年9月3日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表10-3-エ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(4)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度外務省政策評価書」として公表。

表10-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	アジア大洋州地域外交	改善・見直し
2	北米地域外交	改善・見直し
3	中南米地域外交	改善・見直し
4	欧州地域外交	改善・見直し
5	中東地域外交	改善・見直し
6	アフリカ地域外交	改善・見直し
7	国際の平和と安定に対する取組	改善・見直し
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	改善・見直し
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	改善・見直し
10	国際経済に関する取組	改善・見直し
11	国際法の形成・発展に向けた取組	改善・見直し
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	改善・見直し
13	海外広報、文化交流	改善・見直し
14	報道対策、国内広報、IT広報	改善・見直し
15	領事サービスの充実	改善・見直し
16	海外邦人の安全確保に向けた取組	改善・見直し
17	外国人問題への対応強化	改善・見直し
18	外交実施体制の整備・強化	改善・見直し
19	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	引き続き推進

20	経済協力	改善・見直し
21	地球規模の諸問題への取組	改善・見直し
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	引き続き推進
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	引き続き推進
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表10-4-(5)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成23年度（平成22年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施中。

表10-3-カ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
7	国際の平和と安定に対する取組
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力
10	国際経済に関する取組
11	国際法の形成・発展に向けた取組
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
13	海外広報、文化交流
14	報道対策、国内広報、IT広報
15	領事サービスの充実
16	海外邦人の安全確保に向けた取組
17	外国人問題への対応強化
18	外交実施体制の整備・強化
19	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革
20	経済協力
21	地球規模の諸問題への取組
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(3) 「平成22年度（平成21年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未着手（法第7条第2項第2号イ）の3案件を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度外務省政策評価書」として公表。

表10-3-キ 未着手の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「北カランプラ超臨界火力発電所建設計画(I)」(インド)	廃止、休止、中止
2	「ガンジス川流域都市衛生環境改善計画(バラナシ)」(インド)	引き続き推進
3	「ウツタル・プラデシュ州仏跡観光開発計画」(インド)	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表10-4-(6)参照。

2 平成22年度（平成21年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号イとして4

案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により3案件を評価している。

- (4)「平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了(法第7条第2項第2号ロ)の10案件を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度外務省政策評価書」として公表。

表10-3-ク 未了の事業(政府開発援助)を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「地方上下水道整備計画」(ペルー)	引き続き推進
2	「高等教育基金借款事業(2)」(マレーシア)	引き続き推進
3	「ボジュイク・メケジェ道路改良事業」(トルコ)	引き続き推進
4	「地方給水事業」(チュニジア)	引き続き推進
5	「環境モデル都市事業(貴陽)」(中国)	引き続き推進
6	「湖南省都市洪水対策事業」(中国)	引き続き推進
7	「湖北省都市洪水対策事業」(中国)	引き続き推進
8	「江西省都市洪水対策事業」(中国)	引き続き推進
9	「ベトナムテレビ放送センター建設事業」(ベトナム)	引き続き推進
10	「全国下水処理事業」(マレーシア)	引き続き推進

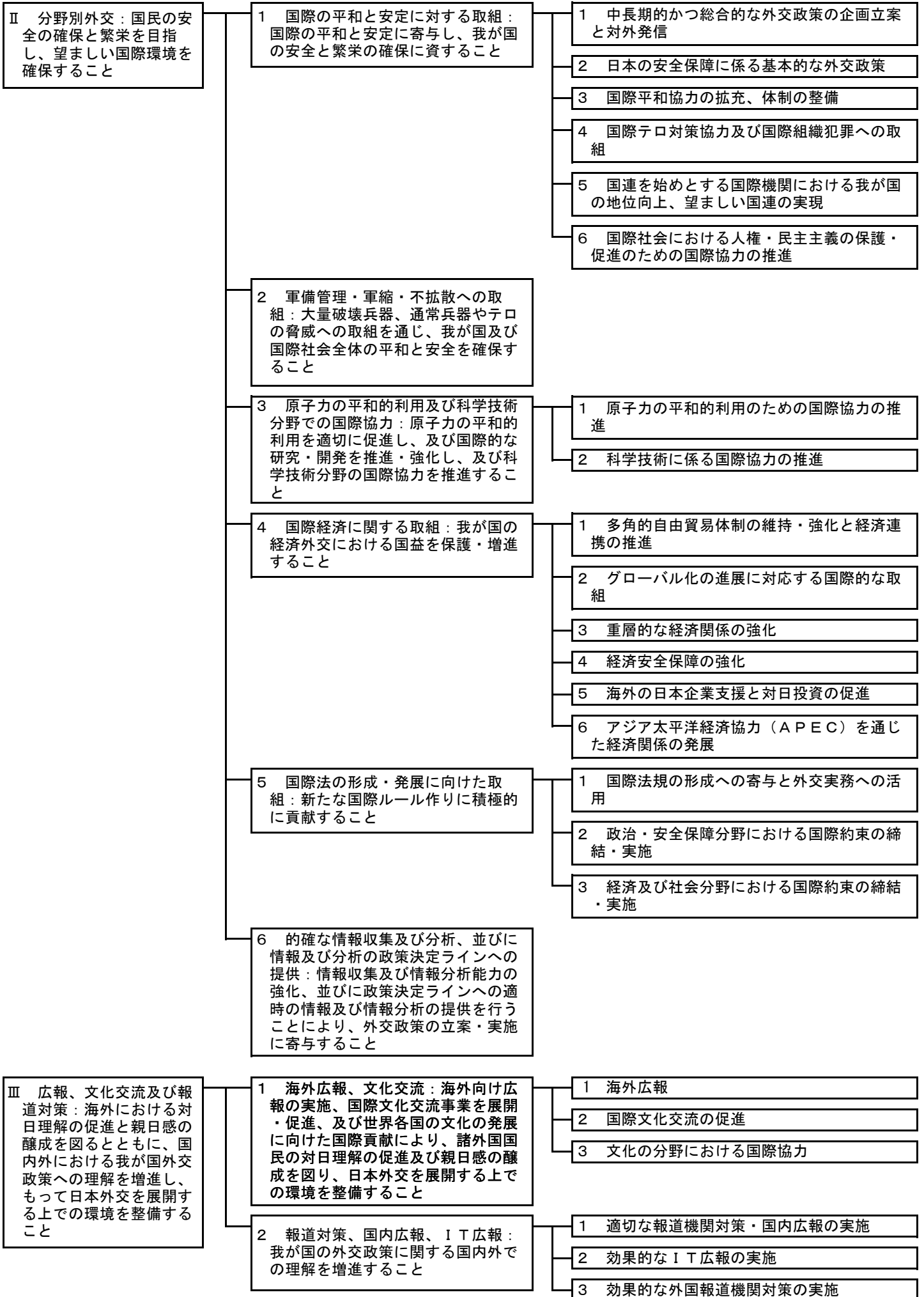
(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(7)参照。

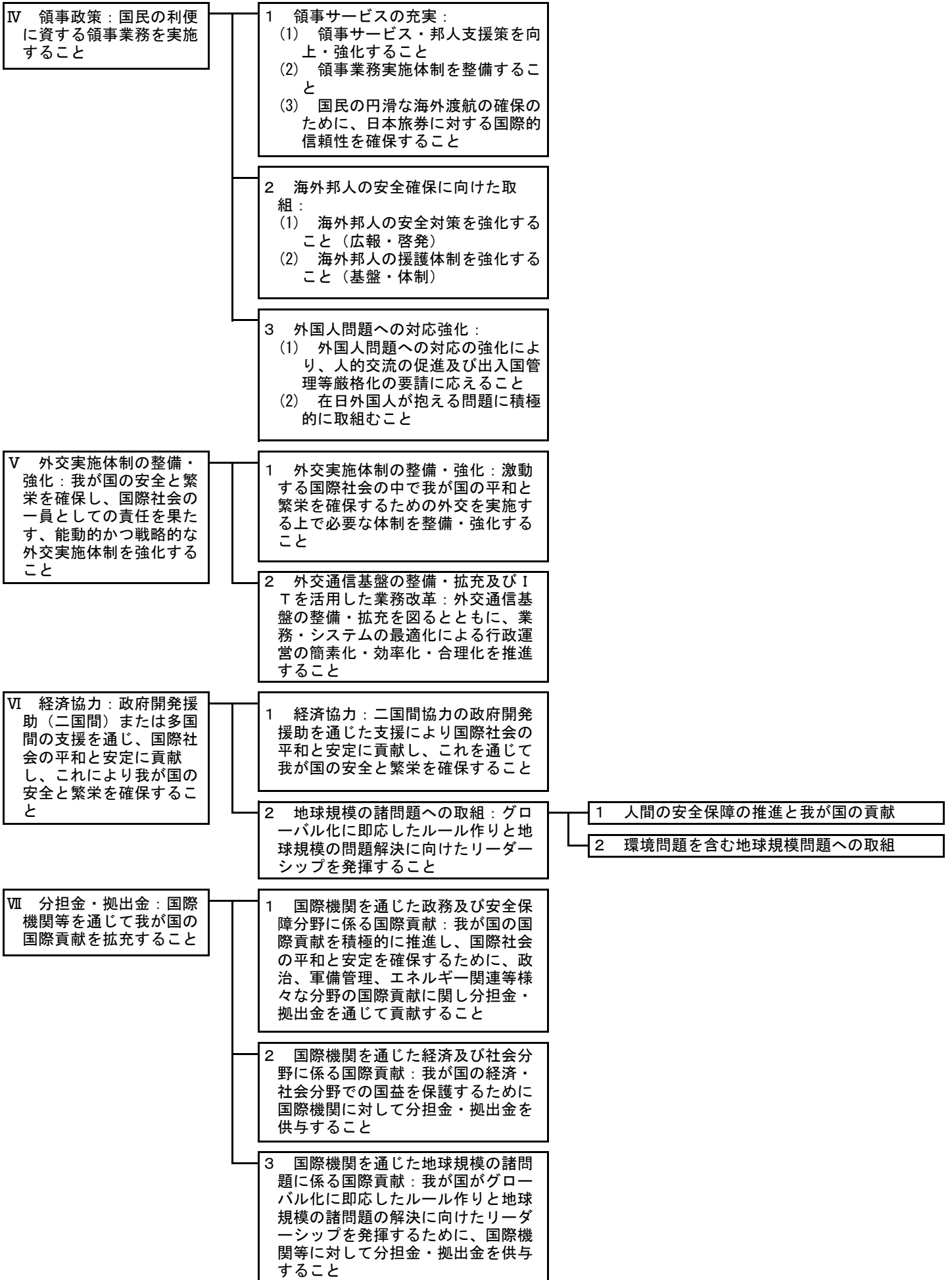
2 平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号ロとして17案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により10案件について評価を実施している。

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 3 未来志向の日韓関係の推進 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 北米地域外交：我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進 2 北米諸国との経済分野での協力推進 3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 2 南米諸国との協力及び交流強化
	4 欧州地域外交：基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東地域安定化に向けた働きかけ 2 中東諸国との二国間関係の強化
	6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ
http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html 参照

